

(1面から続き)

八潮市長選挙・八潮市議会議員一般選挙

問選挙管理委員会☎⑨264

投票できる方

○**住所要件** 令和3年6月1日までに転入届をし、引き続き市内に住所がある方

○**国籍・年齢要件** 日本国民で平成15年9月6日以前に生まれた方

投票所入場整理券（はがき）

投票所入場整理券は、貼り合わせ方式で、はがすと1通に最大3人分印刷されています。投票にお出かけの際は、ご自分の投票所入場整理券を切り取ってお持ちください。

なお、投票所入場整理券をお持ちでない場合は、運転免許証や保険証などで、本人確認をします。

※期日前投票をご利用の際は、混雑緩和のため、投票所入場整理券裏面にある宣誓書へ事前に記入してからお越しください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事があって投票に行けない方は期日前投票をすることができます。また、新型コロナウイルス感染症への懸念も期日前投票事由に該当します。

場 所	期 間	時 間
八潮メセナ展示室	8月30日(月)～ 9月4日(土)	午前8時30分～ 午後8時
八潮メセナ・アネックス多目的ホール		

※八潮メセナ・アネックスは、駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関または近隣の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

不在者投票制度

●**施設などによる不在者投票**
☒投票日に指定投票所になっている病院や施設などに入所している方

●**郵便などによる不在者投票**
選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※選挙期間前でも受付可

☒次のいずれかに該当する方

▼介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護5」の方

▼身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

- ・両下肢または体幹の障がいの程度が1級または2級
- ・移動機能の障がいの程度が1級または2級
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級
- ・免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級

▼戦傷病者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

- ・両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症

▼新型コロナウイルス感染症により療養などをされている方※濃厚接触者は対象外

●**郵便投票の代理記載**
郵便などによる不在者投票ができる方の

うち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方などは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

〈郵便投票用紙の請求〉

すでに郵便等投票証明書がある方には、あらかじめ投票用紙請求書をお送りしますので、その投票用紙請求書と郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ請求してください。

請求期限 9月1日(水) 午後5時（必着）

代理投票・点字投票

字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は、投票管理者に申し出ることにより代理投票、点字投票ができます。

投票所での新型コロナウイルス感染対策

投票用紙は、トレーを使用して配布し、併せて使い捨て鉛筆も配布します。また、ご自分の鉛筆やシャープペンシルをお持ちいただき、投票用紙に記入することもできます（ボールペンは不可）。そのほか、投票所の出入口に手指消毒用アルコール消毒液を設置するなど、さまざまな対策を行います。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

悪質商法にご用心！ ご存じですか？八潮市消費生活センター

八潮市消費生活センターは、市民のための身近な消費生活相談の窓口です。 問商工観光課☎⑨336

●**八潮市消費生活センターにご相談ください**

- ・「身に覚えのないはがきが届き、不当な請求をされている」
- ・「生活苦になり借金をしたが、返済に困っている」
- ・「賃貸住宅の退去時に、高額な原状回復費用を請求された」
- ・「インターネットで購入したサプリメントが定期購入になっていた」

などの経験はありませんか。

商品や契約などで少しでも心配なことがありましたら、ご相談ください。専門の相談員が状況に応じて、助言やあっせん（解決のための事業者との交渉のお手伝い）などをしています。

相談は無料で、電話または面談で行います。秘密は厳守します。

相談日時・場所

☒毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～4時

場八潮市消費生活センター（市役所内）
※商工観光課で受付後、ご案内します。

☒市内在住・在勤・在学の個人、市内で活動を行う団体

なお、相談事例は、広報やしおや市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

●**令和2年度相談実績**

【相談件数】401件（うち、センターが事業者と交渉し解決した件数が64件）

【主な相談内容】

- 定期購入
- 賃貸住宅
- 借金・債務関係
- 光回線 など

●**成年年齢が引き下げられます**

令和4年4月1日から成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。成年になると、親などの同意がなくても、自分の意志だけで契約をすることができます。しかし、成人したばかりの若者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。成年になるという自覚をもって、トラブルに巻き込まれないように自衛しましょう。

●**出前講座実施中**

八潮市消費生活センターの相談員などが講師となり、消費生活に関する出前講座「だまされないぞ！～消費者被害から身を守る～」を行っています。ぜひ、ご活用ください。

消費者啓発パネル展示

普段何気なく生活している中に潜んだ危険や悪質商法についてのパネル展を実施します。

パネル展では、パンフレットや啓発グッズの配布や、小学生から大学生などの若年者へ向けた、オンラインゲームの高額請求やワンクリック詐欺被害防止などの啓発も行います。

☒①8月23日(月)～27日(金)（8月23日は午前10時から、27日は午後4時まで）※24日を除く

②8月30日(月)～9月3日(金)（8月30日は午前10時から、9月3日は午後4時まで）

場①やしお生涯学習館展示コーナー
②市役所本庁舎1階ロビー

パンフレット